○国土交通省告示第六百七十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条の規定に基づき、装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

（装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第一条　装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

特定装置の種類	規則番号	国及び規則上の国番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	34	35	36	37	39	40	42	45	46	47	48	49	50	51	52	56	58
			ドイツ連邦共和国	フランス共和国	イタリア共和国	オランダ王国	スウェーデン王国	ベルギー王国	ハンガリー共和国	チェコ共和国	スペイン	セルビア共和国	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国	オーストリア共和国	ルクセンブルク大公国	スイス連邦	ノルウェー王国	フィンランド共和国	デンマーク王国	ルーマニア	ポーランド共和国	ポルトガル共和国	ロシア連邦	ギリシャ共和国	アイルランド	クロアチア共和国	スロバキア共和国	スロベニア共和国	エストニア共和国	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ラトビア共和国	ブルガリア共和国	カザフスタン共和国	リトアニア共和国	トルコ共和国	アゼルバイジャン共和国	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	欧州共同体	オーストラリア連邦	ウクライナ	南アフリカ共和国	ニュージーランド	キプロス共和国	マルタ共和国	大韓民国	マレーシア	モンテネグロ共和国	チュニジア共和国
第二条第一号の空気入ゴムタイヤ	第七十五号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	第三十号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の二のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置 第二条第三号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	第十二号第四改訂版			○	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の施錠装置	第六十二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の二の施錠装置	第十八号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第百十六号		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の三のイモビライザ	第九十七号改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
各号に掲げる特定装置	第百十六号		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の制動装置	第十三号		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二の制動装置	第七十八号第三改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の三の感電防止装置	第百号改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置 第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	第九十四号第二改訂版			○	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置 第二条第六号の二の側面衝突時の乗員保護装置	第九十五号第三改訂版			○	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第七号の外装	第二十六号第三改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	第二十六号第三改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○